

野田市公告 第 2 3 5 号

野田都市計画生産緑地地区の変更の案の縦覧

都市計画法（昭和 4 3 年法律第 1 0 0 号）第 2 1 条第 2 項において準用する同法第 1 7 条第 1 項の規定により、野田都市計画生産緑地地区の変更の案を次のとおり縦覧に供する。

令和 6 年 8 月 1 6 日

野田市長 鈴 木 有

- 1 都市計画の種類
都市計画生産緑地地区
- 2 都市計画を定める土地の区域
野田市清水公園東一丁目、柳沢新田字枳形、上花輪字太子前、堤根新田字窪、山崎字宿、山崎貝塚町及び関宿台町字西一の一部の区域
- 3 縦覧場所
野田市建設局都市部都市計画課
- 4 縦覧期間
令和 6 年 8 月 1 6 日（金）から令和 6 年 8 月 3 0 日（金）まで
（土曜日及び日曜日は除く。）
- 5 意見書の提出期間
令和 6 年 8 月 1 6 日（金）から令和 6 年 8 月 3 0 日（金）まで
（土曜日及び日曜日は除く。）
- 6 意見書を提出しようとする方は、住所、氏名、電話番号、意見を記載（様式は任意）して、郵送又は持参により提出してください。
ただし、意見書を提出できる方は、野田市内に住所のある方（法人を含む。）か、地上権などを有する利害関係のある方です。
宛先 〒278-8550 野田市鶴奉 7 番地の 1 野田市役所都市計画課